

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊霞目駐屯地
第416会計隊霞目派遣隊長 今野 美自

次のとおり一般競争入札を行います、入札心得等関係事項を承知のうえ御参加下さい。

1 競争入札に付する事項

品名	規格	数量	単位	搬出期限	履行（搬出）場所
鉄屑ほか16件	別紙内訳書のとおり			代金納付の日から5日以内 (令和8年10月30日までに搬出)	陸上自衛隊霞目駐屯地

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」の「C」以上の等級に格付けされ、東北地域の資格を有する者であること。
- 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務、請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第7号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64号第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 入札開始前までに、下記の書類を提出した者（FAX、郵送及びメール可）

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊霞目駐屯地 第416会計隊霞目派遣隊 契約班

「入札心得等」については、第416会計隊霞目派遣隊事務室等で掲示する。

4 現場確認の日時、場所及び要領

- (1) 日時：令和8年7月30日（木） ～ 令和8年8月26日（水） 9時00分 ～ 16時00分
＊各日、12時00分から13時00分を除く。 1社、1時間単位 1社ごと対応。
＊令和8年8月6日（木） ～ 令和8年8月18日（火）を除く。
- (2) 場所：陸上自衛隊霞目駐屯地（細部別途示す）
- (3) 要領：「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを会計隊に送付（FAX可）のうえ、下記現場に関する担当者
と日時を調整すること。
- (4) 現場確認はなるべく少人数で参加されたい（1～2名）。日時の調整時に申し出ること。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年8月27日（木）10時30分
- (2) 場所：陸上自衛隊霞目駐屯地 幹部食堂
- (3) 郵便入札：郵送等による入札は、事前に契約担当者の事前承認を受けるものとし、件名を記入した小封筒に入札書を入れて
て封印し、「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて、令和8年8月26日（水）17時まで本官の手元に到着し
たものに限り有効とする。
なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
但し、落札者となり契約締結に応じない場合には、落札者が入札書に記載した金額に100分の5以上を違約金として徴
収する。
- (2) 契約保証金：免除
但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 落札決定方法

総品目総額（消費税込）で入札するものとし、当隊の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札とする。
ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 第2項で示した競争参加者として認めない者の行った入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (5) 「入札及び契約心得」に明示する「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を誓約した旨の記載のないもの若しくは、誓約
書の提出がないもの又は、誓約に虚偽があった場合の入札
- (6) 代理での入札の場合で入札書に受任者の氏名の記入及び押印のない入札
- (7) 現場確認をしていない者の入札

9 契約書の作成

- (1) 契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 本契約については、駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」を適用する。また、特約条項として「談合等の不
正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

10 その他

- (1) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- (2) 入札書には消費税込みの金額を記載する。
- (3) 代理人による入札は委任状が必要となるので、委任者を指名した委任状を入札前に提出すること。
また、委任を受けた者は、使用印を委任状に登録するとともに、入札当日必ず持参すること。
- (4) 再度の入札になる場合もあるので、入札書の予備を持参すること。
- (5) 再度の入札については、郵便による入札参加者がいる場合においては官側が指定する日において実施する。
- (6) 市場価格調査依頼は、期日までに回答すること。

(7) 公告掲載ホームページアドレス

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nea/heahq/koukoku/fin/index.htm>

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒984-8580 宮城県仙台市若林区霞目1丁目1番1号

陸上自衛隊霞目駐屯地 第416会計隊霞目派遣隊 契約班 (担当:小倉)

TEL 022-286-3101 (内線349#)

FAX 022-286-3101 (内線347#)

メール 399fin2-nea@inet.gsdf.mod.go.jp

(9) 現場に関する事項の問い合わせ先

〒984-8580 宮城県仙台市若林区霞目1丁目1番1号

陸上自衛隊霞目駐屯地 業務隊 補給科 (担当:及川)

TEL 022-286-3101 (内線321#)